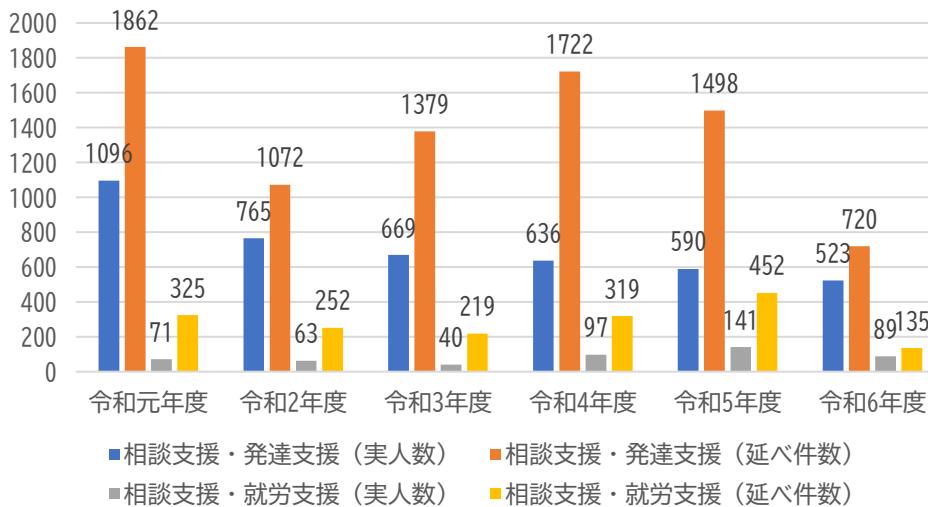
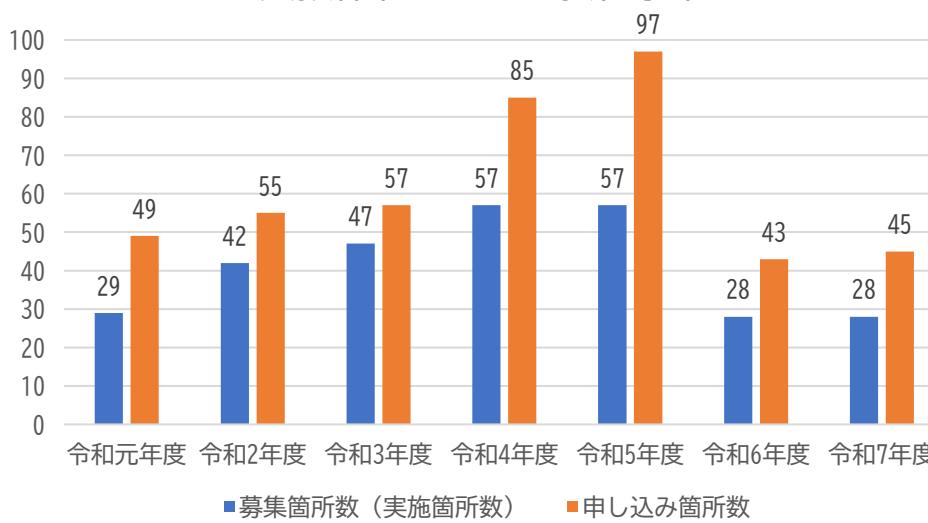


発達障害者支援センター運営事業相談件数



支援体制サポート強化事業



R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度

相談・発達 (実)	1096	765	669	636	590	523
相談・支援 (延べ)	1862	1072	1379	1722	1498	720
相談・就労 (実)	71	63	40	97	141	89
相談・就労 (延べ)	325	252	219	319	452	135

* コロナ期間は令和2年度から令和5年度とした
(令和5年5月より5類感染症移行)

R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度

募集箇所数 (実施箇所数)	29	42	47	57	57	28	28
申し込み箇所数	49	55	57	85	97	43	45

- * 令和6年度から、巡回支援専門員2名から1名配置へ変更
- * 令和6年度から、新規に地域支援マネジャー1名配置
- * 令和7年度の規定訪問件数が110件のため28箇所（各4回ずつ訪問）実施予定。

発達障害者支援センター運営事業および支援体制サポート強化事業について

発達障害者支援センター運営事業

現状

- 令和7年度発達障害者支援センター全国連絡協議会（6月開催）において、相談件数の減少は全国的な傾向であるとの行政報告があった。
- その要因として、令和6年度から厚生労働省へ報告する様式に変更があり、新たなカウントの仕方により相談件数の減少に影響があった。一方で、令和4年度以降から減少傾向にはあるので、様式変更のみが要因ではない。
- 乳幼児期の相談について、近年は相談件数が減少傾向にある。
- 相談内容は困難化の傾向がある。具体的には、学齢期においては、不登校や学校での不適応の相談、成人期においては、日常生活や就労による不適応から二次障害の相談、また当事者は困っていないが、その家族が困り疲弊している相談といった内容が増えている。
- 他分野にまたがる課題など複雑化しているケースなど相談内容によって、担当支援員を基本の1名から2名に増員して対応しており、そのケースが増加している。

考察

- 静岡市では「あそびのひろば」「ぱすてるひろば」を中心とした乳幼児期支援の充実しており、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの増加、学齢期においては、特別支援学級の増加や通級指導教室等による特別支援教育の広がりによって、発達障害に関する相談先や支援先が充実している。
- 当センターでは継続的に、医療従事者向けとして「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会」の実施、支援者向けとして放課後等デイサービススタッフ向け専門研修（令和7年度から児童発達支援事業所も参加できる内容に変更）をシリーズで主催し、支援者のスキルアップをはかっている。
- 地域支援マネジャー事業等によって、児童発達支援センターと協働した専門研修会の実施や、自立支援協議会こども部会に参加し、乳幼児期・学齢期の支援力の向上について協議の場で主体的に活動している。
- 乳幼児期、学齢期、成人期間わず、相談内容の困難化がすすんでいる。また園や学校等からは家族支援も含めた困難ケースに対する支援の要望も聞かれる（現在は重層的支援会議等への参加で対応している）。

支援体制サポート強化事業

現状

- 巡回支援専門員として令和元年度から令和5年度までは2名配置、令和6年度からは1名配置（新たに地域支援マネジャー事業に1名配置となったため）となっている。
- 乳幼児期については、令和6年度から公立こども園8か所を拠点として実施し、周辺の私学へ参加のご案内をしている。
- 学齢期については、令和6年度から私学へも実施している。
- 例年募集箇所数（実施箇所数）を大幅に超える応募箇所数がある。学齢期においては、新規応募の学校を優先し、市内3区に偏りがないように選定している。
- 前年度から継続して支援を希望する学校等が増えているが、新規を優先しているため継続した支援が実施できていない。

考察

- 乳幼児期については、公立こども園（8か所）を拠点として、私学の園の先生に参加を案内している。実際に少ないながらも私学から参加がある。
- 学齢期（小中高校）においては、事例検討ではなくクラス運営等について、本事業で教示してほしいというニーズが増えている。これは前向きな変化として教職員等の支援者が発達特性の理解がすすんできている中で、集団の中で発達の特性がある児童生徒について、どのように支援し伸ばしていくかという段階に移行していると考えている。
- 私立の小中学校では、合理的配慮が義務化されたこともひとつの契機として、学校全体または中高一貫教育の中で合理的配慮やUD（ユニバーサルデザイン）について、確認および推進をしていきたいとのニーズが高い。
- 本事業をきっかけとして、夏季を中心とした教職員研修への講師派遣依頼を受けることが増えている。これまでの「発達障害の基本と支援」ではなく「個別の教育支援計画の作成（サポートファイルも活用して）」をテーマとした依頼が増えている。

発達障害者支援センター「きらり」の今後の取り組みについて

取り組み① 相談者への支援（直接支援と支援機関への支援）

アセスメントと支援計画の作成（サポートファイルの活用と推進）

- 引き続きサポートファイルを活用したアセスメントを実施し、相談者へは初回記録用紙（成育歴等）と静岡市発達障害者支援センター「きらり」相談記録をファイリングしてお渡しすることを継続する。
- 相談者と支援機関（園・学校・相談事業所等）との情報共有は、これまで相談者（保護者等）がサポートファイルを介して行っている。今後は特に困難ケースにおいては、相談を受けた「きらり」が相談者の同意を得て、関係機関へ情報共有を実施する。またこの取り組みを通して、下の欄の取り組み②コンサルテーション①への取り組みと連動させる。
- 支援機関（学校等）において、「支援方法を検討するために専門機関の助言を得たい」等といった依頼にもとづいて、支援機関と静岡市発達障害者支援センター「きらり」と機関連携の強化を行う。

相談支援・発達支援

- サポートファイル等を活用して、アセスメントを実施して、相談者（主に保護者）へ「きらり」相談記録を挟みこんでお渡しする。
- 必要なケースについて支援機関（園や学校等）へ、「きらり」から連絡をして情報共有等を行うか否かの希望を確認し承諾を得る。
- サポートファイルの活用の仕方について、丁寧に説明をする。

連絡

相談ケースの状況や必要性に応じて、電話
または訪問で情報共有を行うか検討する。

連絡

情報共有（電話）

- ケースについて、「きらり」での相談を共有し、園や学校等での様子を聞き取り共有する。
- 必要に応じて、支援や社会資源の提案を実施する。

情報共有（訪問）

- 【支援機関支援】校内事例検討会として開催し、コンサルテーション①として実施する。
- 支援力向上を目的とし、個別支援計画作成等をテーマとする。

取り組み② 支援機関への支援（間接支援）

コンサルテーション① 支援機関（園・学校等）の支援力向上を目的として

- 「きらり」相談ケースについて支援機関（園や学校等）からの要請を受けて、コンサルテーションを実施する。個別の支援計画の作成への助言、保護者との相談や連携等をテーマとした「校内支援力向上」を目的とする。
- 当センター相談ケースを通したコンサルテーションのため、相談者（保護者等）の同意を得て実施する。また希望に応じて参加（同席）していただく。

コンサルテーション② 支援体制サポート強化事業の継続と目的の明確化

- これまで、全校体制で支援体制構築を実施したいといった希望から、初任者が多い学年や特定のクラスのみで本事業を受けたい、などニーズが分散していた。
- 今後は「個別の支援計画作成や実践」「校内支援体制の構築」といった全校体制での支援力向上をより明確な目的として本事業を希望する学校等について、極力実施できるようにする。

取り組み③ 令和8年度からの研修計画

継続

- 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間研修（主催）
- 「きらり」発行小冊子をテーマとした研修会（主催）
- 12のテーマで動画（15～30分程度）をホームページで公開（通年）

継続

一般研修

- 静岡市かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会（主催）
- 児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス専門研修（主催）
- 教育・福祉等の関係団体、関係機関への専門研修をテーマとした研修（講師派遣）
- 夏季を中心とした小・中・高等学校等への専門研修（講師派遣）

専門研修

- 各年度ごとに、新しいテーマや新しいニーズ、静岡市として集中的に取り組みたいテーマを決め、年度ごとに集中的に研修を実施する。

年度ごとにテーマを限定した研修